○農林水産省告示第百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十年十月十八日農林省告示第千二百二十六号、昭和五十年一月二十五日農林省告示第五十五号、昭和五十一年三月二十七日農林省告示第三百二十六号、平成十二年一月十八日農林水産省告示第五十七号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　広島県東広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　広島県東広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　広島県東広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　干害の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県刈田郡七ケ宿町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、七ケ宿町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県刈田郡七ケ宿町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び七ケ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区国見四六の一、四六の三から四六の五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西大見川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と、二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県今治市大三島町大見

二三八七番　一号から三号まで

二四〇一番　四号及び五号

一九五一番　六号

一九五五番　七号

一九四七番　八号

二〇一四番　九号

二〇一六番　十号

二〇一七番　十一号

二〇二五番　十二号

二〇一〇七番　十三号及び十四号

二三五一番地先道路敷　十五号

二一一〇五番　十六号

二〇二三番　十七号

二三六二番　十八号

二三六四番　十九号

二三七九番　二十号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

松ノ木川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県西予市三瓶町津布理

字松ノ木　七七八番一及び七七八番二

七八四番から七八六番まで

七八八番